

平成16年6月 9日決定

平成17年6月24日改定

平成20年6月 6日改定

平成21年6月 8日改定

平成26年5月 9日決定

独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議

独立行政法人水資源機構に係る中期目標期間 及び年度計画の個別項目ごとの業務実績評価の進め方について

独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議における独立行政法人水資源機構に係る中期目標期間及び年度計画の業務実績評価の進め方については、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（国土交通省独立行政法人評価委員会：平成22年6月25日）」の評価基準を適用し、以下によることとする。

1. 第3期中期目標期間にかかる業務実績評価及びその中期計画にかかる各年度毎の業務実績評価については、全体を16項目に細分し、各項目毎の評価を行うものとする。項目の分類は別添のとおりとする。
2. 各項目毎の評点や自主改善努力の評価については、一同に会しての合同会議において決定するが、それに先立ち水資源機構は各委員に対し業務実績報告について十分な事前説明を行うものとする。
3. 各委員は、合同会議における審議の効率化のため、業務実績報告を水資源機構より受けた後、各評価に関する意見があれば事前に事務局に提出するものとする。

第3期中期計画と年度計画の項目と評定区分

(26年5月現在)

大項目	中項目	小項目	細目	中期計画	年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1.	安全で良質な水の安定した供給、洪水被害の防止・軽減			
	1-1	安全で良質な水の安定した供給 (1) 安定した用水の供給等 (2) 安全で良質な用水の供給		1	1
	1-2	洪水被害の防止・軽減 (1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 (2) 異常洪水に備えた対応の強化		2	2
	1-3	危機的状況への的確な対応 (1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 (2) 危機的状況の発生に対する的確な対応		3	3
	1-4	確実な施設機能の確保		4	4
	1-5	計画的で的確な施設の整備		5(ダム) 6(水路)	5(ダム) 6(水路)
	2.	機構の使命を十全に果たすために必要な総合的な技術力の向上等			
	2-1	機構が有する技術力の維持・向上 (1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 (2) 施設・設備の管理に係る技術の維持・向上 (3) 用地補償技術の維持・向上 (4) 技術力の継承・発展のための取組		7	7
	2-2	環境の保全 (1) 自然環境の保全等 (2) 環境保全に係る技術の維持・向上		8	8
	2-3	機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用			
	2-4	関係機関、水源地域等との連携強化 (1) 関係機関との連携 (2) 水源地域等との連携		9	9
	2-5	広報・広聴活動の充実		10	10
	3.	機構の技術力を活用した技術支援			
	3-1	国内の他機関に対する技術支援		11	11
	3-2	国際協力の推進			
	4.	内部統制の強化と説明責任の向上 (1) コンプライアンスの推進 (2) 監事及び会計監査人による監査 (3) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 (4) 談合防止対策の徹底 (5) 情報セキュリティ対策の推進 (6) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 (7) 財務内容の公開 (8) 環境マネジメントシステムの定着と環境物品等の調達等		12	12

大項目	中項目	小項目	細目	中期計画	年度
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1. 機動的な組織運営		(1) 機動的な組織運営 (2) 人事制度の運用 (3) 職員の資質向上	13	13
	2. 効率的な業務運営		(1) 情報化・電子化及び業務の一元化等による業務改善等 (2) 維持管理業務等民間委託拡大計画に基づく委託拡大等 (3) 継続雇用制度の活用		
	3. コスト縮減の推進		(1) 事業費の縮減 (2) 一般管理費の削減 (3) 人件費の削減 (4) その他コストの縮減	14	14
	4. 適切な資産管理				
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			15	15
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画				
III	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画				
IV	短期借入金の限度額				
VII	剰余金の使途				
VIII	その他業務運営に関する重要事項				
	1. 施設・整備に関する計画			16	16
	2. 人事に関する計画				
	3. 積立金の使途				
	4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項		(1) 利水者負担金に関する事項 (2) 中期目標期間を超える債務負担		
				16項目	

※中期目標の達成状況について、中期計画を上記の区分に分割し評定する。